平成２６年（フ）第３５４８号
大阪市東淀川区大隅１丁目２番21号　凱旋門ビル203号
破産者　足立　陽子
1　破産債権の届出期間　平成27年３月27日まで
2　一般調査期日　平成27年５月14日午後２時30分
平成27年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６号
三重県多気郡大台町下三瀬558番地
破産者　有限会社山本製作所
1　破産債権の届出期間　平成27年３月30日まで
2　一般調査期日　平成27年５月28日午後１時30分
平成27年２月26日　津地方裁判所松阪支部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第５２５７号
大阪府寝屋川市池田北町４－７　ハイツナカオ101号室、開始決定時の住所大阪府寝屋川市点野５丁目29番７号
破産者　野岸　定一
1　期日　平成27年４月15日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第９２号
山口県柳井市柳井1611番地の１
破産者　株式会社大畠製作所
異議申述期間　平成27年４月７日まで
平成27年２月26日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０１１号
東京都渋谷区本町１丁目６番２号
清算株式会社　甲府カシオ株式会社
代表清算人　島田　敏雄
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第３００４号
大阪府豊中市上新田２丁目21番25号
清算株式会社　株式会社フジカワ
代表清算人　藤川　浩司
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１８号
岐阜市日ノ出町２丁目25番地
清算株式会社　土地興商事株式会社
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０８３号
東京都中央区銀座６丁目４番１号
清算株式会社　アドテック株式会社
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権者株式会社みずほ銀行及び同大阪信用保証協会が有している各担保権付債権については、その担保権の対象資産（兵庫県西宮市鷲林寺南町１番484所在の北山廣司所有の土地及び建物）について任意売却または競売の方法により換価し、換価代金から換価手続にかかる諸費用を控除した残額について、優先弁済を受けうる順位に従いその金額の範囲で随時各担保権付債権の弁済に充てる。
2　清算株式会社は、協定債権者北山廣司を除く別紙債権者目録記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、各協定債権のうち別紙協定債権者目録記載の「弁済額算定基準額」欄記載の各金額の8.7％の金員を弁済する。
なお、弁済額算定に際して生じる１円未満の端数について、50銭未満の端数があるときには切り捨て、50銭以上１円未満のときには切り上げる。
また、弁済は、各協定債権者が指定する銀行口座に振込送金の方法により行うものとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　協定債権者株式会社みずほ銀行、同大阪信用保証協会及び同北山廣司を除く各協定債権者は、前項に定める弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
4　協定債権者株式会社みずほ銀行及び同大阪信用保証協会は、第１項に定める弁済及び第２項に定める弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
5　協定債権者北山廣司は、本協定の認可の決定が確定した日をもって、清算株式会社に対し、協定債権の総額につきその債務を免除する。
6　本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、本協定において特別に定める場合を除き、債権の種類、発生日、発生原因等のいかんにかかわらず、協定債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。
7　第２項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者北山廣司を除く各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者目録記載の「弁済額算定基準額」の各割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第３項及び第４項により行った債務免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第１号
静岡市清水区庵原町594番地の14
再生債務者　有限会社坂本流通
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　静岡市葵区伝馬町９－10　ＮＴビル601　静岡・市民法律事務所　弁護士　伊藤みさ子
平成27年２月25日
静岡地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1105番地95
再生債務者　飯塚　利明
1　決議に付する計画案　平成27年１月15日付け（同月28日修正）再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成27年５月15日午後３時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年５月11日まで
平成27年２月25日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２６年（再）第１７号
堺市中区深阪2420番地ヒルズ深阪ハイツⅡ202号
再生債務者　株式会社沖崎組
1　決議に付する再生計画案　平成27年２月６日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
(1)　期日　平成27年４月15日午後１時30分
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成27年４月１日
平成27年２月24日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画変更

平成２５年（再）第２号
沖縄県那覇市字上間290番地４
再生債務者　株式会社マルエー
主文　本件再生計画変更の申立書のとおりに再生計画を変更する。
平成27年２月25日
那覇地方裁判所民事第３部